

※報告・協議4及び報告・協議5は、成案になる前の内部検討のため、非公開で審議しましたが、今年度の採択基本方針において、議事録を作成したときは、採択後、遅滞なく公表すると定めたことから、併せて公表するものです。

報告・協議4 令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議4、令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： それでは、失礼いたします。令和7年度に県立義務教育諸学校で使用いたします教科用図書の採択について御説明いたします。

本日は、別紙に記載しております資料1から資料7までの7種類の資料をお配りしております。

まず、資料1を御覧ください。こちらは、県立義務教育諸学校で令和7年度に使用する教科用図書の選定状況の一覧でございます。表の左から3列が県立3中学校である広島中学校、広島叡智学園中学校、三次中学校で使用する教科用図書の選定状況でございます。表を御覧いただきますと、例えば国語では、広島中学校は光村、広島叡智学園中学校は三省堂、三次中学校は光村を選定しております。いずれの学校も調査の観点、視点を基に具体的な調査項目を定め、評価基準に照らして各発行者の教科書を評価し、選定しております。

この中で、前回採択と選定結果が異なる種目につきましては、黄色で網かけをしております。三次中学校の理科、美術、広島中学校の英語の3種目でございます。その他の種目につきましては、前回採択と同じ発行者の教科用図書を選定しております。

続いて、資料2を御覧ください。こちらは、資料1でお示ししました県立3中学校で選定した教科用図書の選定理由を、各校、種目別に整理したものでございます。1ページから広島中学校、9ページから広島叡智学園中学校、17ページから三次中学校の選定理由となっております。

続いて、資料3は、前回の教育委員会会議で御覧いただきました県立3中学校の教科用図書の選定に係る考え方を改めてお示ししております。中段に記載しております観点1から観点5は、3中学校が共通して設けております観点でございます。これらに加え、「観点6 学校の特色を生かす工夫」として、各校が自校の教育目標等に基づき独自の観点を設けておまして、これらの観点を基について教科用図書の選定を行っております。

なお、三次中学校の観点6の下にお示ししております視点の1につきましては、前回の教育委員会会議の配付資料から修正をしております。これは、前回の会議におきまして、誰が見ても分かりやすい視点に改善してはどうかという御意見をいただいておりますことを踏まえ、実際に調査した視点を整理しまして、当初、「県北地域における「知の拠点」として、知性、探究心、創造性、逞しさを育むための工夫」としておりましたところから、「知性、探究心、創造性を育むための工夫」に見直したためでございます。

続いて、資料4を御覧ください。こちらには、種目ごとに、六つの観点を基に設定しました視点、実際の調査のための具体的な調査項目及びその設定理由をお示ししております。1ページに記載しております観点1から5は、3中学校が共通して設けております観点であるため、調査項目や設定理由は同じものとなりますが、2ページに記載しております観点6につきましては、各校が独自の視点、調査項目を設定しております。

最後に、資料5を御覧ください。こちらは、各校の調査研究に基づいた種目別の評価表でございます。

1ページを御覧ください。このように、観点、視点ごとに具体的な調査項目及び学習指導要領に基づいた評価基準を設定し、調査研究した結果をA、B、Cの3段階で評価しております。各種目においてA評価が最も多い発行者を選定しております。A評価が同数であった英語につきましては、「観点6 学校の特色を生かす工夫」の評価を優先し、観点6の評価が高い発行者を選定しております。

県立3中学校の選定状況につきましては、8月2日に行いました広島県教科用図書選定審議会において、いずれの学校も十分な調査研究を行い、適切に判断している。特に、各校が独自に設定した調査研究の観点により、どの種目も各校の特色に合った教科書が選定されているとの御意見をいただいております。

義務教育指導課からの説明は以上でございます。

津村特別支援教育課長： 続きまして、令和7年度に県立特別支援学校中学部で使用する教科用図書の採択につ

いて御説明いたします。

特別支援学校中学部における教科書の選定状況は、資料1、1ページのとおりです。

選定状況の詳細について、資料6を用いて御説明いたします。

資料6、1ページです。特別支援学校で使用する中学校用教科用図書の調査研究についてです。教科書選定に当たり、各校では、選定資料や教科書見本等を参考に調査研究を行いました。

2ページからは、障害種別ごとの理由書でございます。

視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校です。視覚障害特別支援学校では、点字教科書を使用する生徒、拡大教科書を使用する生徒及び通常の教科書を工夫して使用する生徒が在籍するため、点字教科書が発行される教科については、原則、点字教科書の原典となる発行者を選定します。そのほか、文字の大きさが見やすいものであること、具体的な活動や体験不足を補う活動、内容が提示されていること等の観点を踏まえて選定しております。

6ページ、聴覚障害特別支援学校である広島南、尾道、呉南特別支援学校についてです。3校は合同で調査研究を行い、共通の教科書を選定しています。視覚資料が効果的に、組織、配列されていること等、聴覚障害の観点を踏まえて選定しております。

9ページ、肢体不自由特別支援学校である広島、福山、西条特別支援学校についても、3校合同で調査研究を行い、共通の教科書を選定しています。写真やイラストの配置が見やすいことや、デジタルコンテンツにおいて活用できる教材があること等、肢体不自由の観点を踏まえて選定しております。

14ページ、病弱特別支援学校である広島西特別支援学校の選定状況です。病院や学校という限られた場所での学習であることから、情報機器の取り上げられ方等、病弱の観点を踏まえて選定しております。

各校では、県教育委員会が作成した選定資料や、4年間の使用実績等を踏まえて調査研究を行い、選定しています。

最後に、資料7を用いて、知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部に使用する著作教科書及び一般図書の選定状況について御説明いたします。

1ページ、文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書、いわゆる星本と呼ばれる教科用図書につきましては、表の丸印で示しておりますとおり、全ての県立特別支援学校の小学部及び中学部において選定しています。中学部においては、来年度から社会、理科、職業・家庭の著作教科書が発行されます。また、一般図書については、学校ごとに選定冊数をお示ししております。

2ページには、一般図書の使用について、3ページには、一般図書の調査研究につきまして、教科書選定の観点及び調査研究の視点を示しております。このような観点、視点で調査研究を行い、児童生徒の実態に応じた一般図書を選定しております。

4ページ以降に、各校が選定した一般図書について表にまとめております。小学部が4ページから、中学部は10ページからとなっております。

選定状況については、資料戻りまして1ページにお示ししているとおおり、小学部では合計202点、中学部では181点の一般図書を選定しております。選定冊数について、多少の増減はありますが、ほぼ例年どおりとなっております。

資料、飛びまして、15ページからは、各障害種ごと、5校分の教科用図書選定理由書を一部抜粋して示しております。本日いただきました御意見を踏まえ、8月31日までに教育長が決裁し、採択が決定いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 特別支援学校の御説明の資料7の1ページで課長がおっしゃった、星本について教えていただけますか。

津村特別支援教育課長： これは、文部科学省のほうで編集して発行している本のことを指しております。

中村委員： 星がついてるから星本ですか。

津村特別支援教育課長： はい。星1、2、3、4、5までございます。

中村委員： ありがとうございます。

志々田委員： 特別支援学校の教科書と、それから一般の県立中学校のところで御説明いただいたときに、特別支援学校では、従来の今まで使ってきたっていうことの利便性も含めて評価なさったっていうふうにお聞きをして、中学校の場合は、そういうことは抜きにして教科書そのそれぞれの発行者のものを評価したとおっしゃっていて、恐らくそうなんだ

ろうと思います。

教科書が替われば、先生方の負担はやっばり多くて、特別支援学校の場合は、子供さんお一人お一人に対する指導ということもあるので、なるべく教科書は、大きくずれない限り今まで使ってきたものを使い続けたいと思います。一方、中学校の場合は、それぞれのブラッシュアップしてきた教科書会社のよさをしっかり審査して選びたいという、そういうふう理解したらいいのでしょうか。特別支援学校にとって同じ教科書を使い続けるといことはすごく大事ということでしょうか。

津村特別支援教育課長： 御指摘のとおり、これまで使った障害種に応じて、どう役に立ったかとか、過去にこういうのがあったというの踏まえながら、いろんなことを加味してどれがいいのかというのを適切に判断しているということでございます。

志々田委員： ありがとうございます。

近藤委員： 視覚障害の方の教科書ですが、よくスマホを使って文字を読み取るのに、音声で視覚障害のある方も書かれてる内容が分かるようなスマホを使っての生活をされてるっていう情報に接するのですが、教科書は点字か、拡大か、いつまでそういう状態が続くのかな、これから先どうなるのかなと思いました。学校教育の現場では、実際、点字教科書はどれぐらい活用されてるのか、その辺り少しお聞きできたらと思います。

津村特別支援教育課長： 現在、点字教科書を使っている生徒は、ほんの数人でございます。文字を拡大したものや普通の教科書の見方を工夫しながら使っているというのが現状です。合計すると、点字は数人と聞いております。

近藤委員： これから点字はどうなっていくのか、ここで聞くことじゃないと思うのですが、でもやはり点字を学ぶ生徒さんもいらっしゃるということなんですよ。

津村特別支援教育課長： 学んでいる生徒、それからそれを教えている教員がおります。

近藤委員： 分かりました。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 5 令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択

について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議 5、令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、小野高校教育指導課長の説明をお願いします。

小野高校教育指導課長： 報告・協議 5、令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について御説明をいたします。

まず、資料の1ページのほうを御覧ください。よろしいですか。まず、本年度の採択日程についてでございます。4月の教育委員会会議において、令和7年度に使用する教科用図書の採択基本方針を決定していただきました。この方針に基づきまして、教育委員会事務局において、学習指導要領に対応した教科書の選定方針を示した教科用図書選定資料を作成いたしまして、各県立高等学校において、この選定資料を参考に教科書の調査研究及び選定作業を進めてまいりました。

それでは、資料の2ページのほうを御覧ください。各県立高等学校における教科書の選定作業につきましては、公正確保を保つため、1、2にお示ししておりますとおり、管理職、教務主任等により構成された教科書選定会議等を開催して行っております。また、3にお示ししておりますとおり、PTAなどから意見を聞くなどの取組を全ての学校で行っております。

それでは、続きまして、3ページを御覧ください。事務局が行っております点検・指導について説明をいたします。大きく2点について現在、点検・指導を行っております。

まず、(1)の部分にあります教育課程と選定教科書との整合性につきましては、各県立高等学校が提出した教育課程と選定理由書とを照合し、教育課程と教科書に齟齬が生じていないか、整合性を確認しております。

次に、(2)の採択の申請がされました教科書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性については、十分に教科書の調査研究が行われたかを選定理由書によって確認し、不明な点は学校のほうに聞き取りを行っております。全ての学校で複数の教科書を比較しながら調査研究が行われていることを確認しております。

今後の予定につきましては、8月末に教育委員会において教科書採択を行い、9月上旬の教育委員会会議において採択結果を御報告させていただく予定としております。

次に、県立特別支援学校高等部の選定状況についても、併せて御説明をいたします。

特別支援学校においても、採択基本方針に基づきまして、各校において適正かつ公正な教科用図書選定を行うよう、5月23日に実施いたしました教務主任研修で教科書の調査研究及び選定上の留意事項等について指導したところでございます。

資料4ページを御覧ください。選定に当たっての障害種別の観点をお示ししております。

なお、高等学校に準ずる教育課程を編成している学校では、高等学校と同様に教科用図書選定資料を参考にして、また、知的障害特別支援学校の教育課程を編成している学校においては、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書選定資料を参考にして行っております。

それでは、次に、資料5ページを御覧ください。令和7年度に県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の選定状況についてまとめたものでございます。右半分にあります一般図書につきましては、6ページ以降に各校が選定した図書について表にまとめております。7月29日までに各校から提出されました選定理由書等の点検を行いまして、適正に選定されていることを確認いたしました。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 高等学校の教科書の選定作業は毎年やるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 毎年実施をしております。

志々田委員： 7年度のための教科書選定会議を開催するのに、1回のところから4回までという、これだけ差があるのですが、1回と2回は分かるのですが、1回と4回は大分差があると思うのですが、そのたくさんやるところ、もしくは少なくともいいところの特徴はどういうことなのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 1回というところに聞き取りをいたしました。これは例えばですが、規模の小さな学校でありますと、そのメンバーが校務運営会議のメンバーと重複しています。そういう場合には、その会議の一部に教科書選定会議の内容を実施するといったものがござい

ます。それから、複数回に分かれている学校につきましては、大体今平均が2.9回、3回が一番多いのですが、非常に教科科目がたくさんあり選定に時間がかかる、一つ一つを丁寧に見ていく中で、又は時間がその日その日で限られていることがありまして、その時間を設定するために複数回の機会に分けて選定会議を実施しているということがございました。

志々田委員： ありがとうございます。きちんとやってくださっているのですが、多分学校それぞれの負担、特にいろんな学科があったり、もしくは総合学科のようなところは多分いろんな教科書を使うことになると思うので、そうしたときに、学校の負担というものをやっぱり考えないといけないだろうと思います。じゃあ、2年に1回にすればいいのかとかいうことも含めてですけど、それでいいのかどうかも分かりませんが、先生方の御負担というところが多分かなり学校によって差があるのかなと思って質問しました。ぜひ、職務上の配慮というか、校長先生方が働き過ぎないように御注意いただければなと思われました。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。今の部分については、実際に校長先生からお聞きしますと、会議を小分けにしながら勤務時間内の適切な時間に会議を設定する、事前にこういった内容を検討する、当然内容的には非常に守秘義務を守らないといけない、公正でないといけないということがありますので、校内でもその時間を設定するというのはかなり負担は大きいのですが、とはいえ、先生方の負担が過度に特定の教員に重ならないようにということは留意をさせていただいているというところでございます。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

以上で本日の会議の全ての日程を終了いたします。